

平成28年11月28日
機 構 長 裁 定

人間文化研究機構 情報発信ポリシー

人間文化研究機構（以下「機構」という。）による情報発信活動とは、機構や機構が設置する大学共同利用機関（以下「機関」という。）の研究資源や研究情報に関するデータを共同利用・共同研究の基盤として整備し、研究者コミュニティをはじめとした関係者に対して提供・発信することにより、人間文化研究の振興に寄与するとともに、研究成果を可視化してこれを社会に対して発信することにより、認知度を高める活動を強力に推進することである。こうした活動に努めることは国民に対する説明責任を果たす意味でも機構としての重要な責務である。この考えの下、情報発信を適切かつ効率的・効果的に行うため、機構としての情報発信ポリシーを定めるものである。

1. 情報発信の目的と効果

- (1) 研究者コミュニティをはじめとした関係者に対し情報発信を行うことにより、人間文化研究の振興に資する。
- (2) 大学等研究教育機関に対し情報発信を行うことにより、大学等における研究教育活動に対する貢献をする。
- (3) 海外の大学等研究教育機関に対し情報発信を行うことにより、国際共同研究の機会拡大を図る。
- (4) 地域社会、一般市民に対し情報発信を行うことにより、社会に対する研究成果の還元をする。
- (5) 産業界や行政機関に対し情報発信を行うことにより、産官学連携を推進する。

2. 情報発信の方針

- (1) 研究・教育活動やその成果等、機構における取り組みを分かりやすく伝える。
- (2) 人間文化研究分野の魅力を広く社会に対して発信し、機構全体の社会的認知度の向上を目指す。
- (3) 研究者にとって利便性の高い研究情報の発信・提供システムを構築・運用する。
- (4) 出版物に加えて、IT技術も積極的に活用し、効率的、効果的な情報発信に努める。
- (5) 情報発信対象の関心、ニーズを常に意識し、多様な機会、方法によって情報を発信する。
- (6) 障がいの有無によって分け隔てられることなく情報が受けられるような情報発信に努める。
- (7) 危機に直面した場合の情報を発信するにあたっては、迅速かつ誠実に対応する。

3. 統合的な情報発信

- (1) 機構本部及び機関の情報発信担当部署が相互に連携し、機構としての統合的な情報発信に努める。
- (2) 情報発信担当部署と発信対象となる研究・事業等担当部署が相互に連携し、正確かつ適時に情報発信を行うよう努める。

4. 情報発信における倫理等

情報発信を行うにあたっては、法律や規程等に則り、個人情報保護、人権や知的財産権等の権利の保護に留意する。